

Q5

「通知カード」が届いた後の注意点は？



A 引っ越しや婚姻などで住所や氏名が変わる場合は、裏面に新住所などを記載するため、住民異動届・戸籍届などを提出する際に、必ずご持参ください。なお、「通知カード」の初期情報は10月5日時点の住民票を基に作成しているため、お届け時点で現在の状況と記載内容が異なる場合があります。異なる場合には、市役所1階市民窓口課、七生支所で手続きが必要です。

また、紛失などによる「通知カード」の再発行には手数料がかかります。ご注意ください。

Q6

亡くなった方の「通知カード」が届きました。どうすればいいですか？



A 「通知カード」は10月5日時点の住民票を基に作成しているため、それ以降お亡くなりになった方の「通知カード」は発行されています。お手数ですが、市役所1階市民窓口課、七生支所へご返却ください。

Q7

自分のマイナンバー（個人番号）を取り扱う際に気を付けることは何ですか？



A マイナンバー（個人番号）は、生涯にわたって利用する番号なので、無くしたり、漏えいしたりしないように大切に保管してください。法律や条例で決められている社会保障、税、災害対策の手続きで行政機関や勤務先などに提示する以外は、むやみにマイナンバーを他人に教えないようにしてください。他の手続きのパスワードなどにマイナンバーを使うことも避けてください。

Q8

「個人番号カード」の取得は義務付けられるのですか？



A 「個人番号カード」の取得は義務ではありませんが、各種手続きにおけるマイナンバー（個人番号）の確認および本人確認の手段として利用でき、コンビニエンスストアなどで各種証明書が取得できるなど、生活を便利にするものです。そのため、できるだけ多くの市民の皆さまに取得していただきたいと考えています。

Q9

子供でも「個人番号カード」の申請はできますか？



A 15歳未満および成年被後見人の方は法定代理人により、申請することができます。また特別な理由がある場合に限り、任意代理人により申請が可能となります。

Q10

「個人番号カード」を本人確認書類として使って良いのですか？



A 「個人番号カード」の表面には、基本4情報の氏名、住所、生年月日、性別の記載および顔写真が貼付され、レンタル店などでも本人確認書類として広くご利用いただけます。ただし、カードの裏面に記載されているマイナンバー（個人番号）をレンタル店などに提供することはできません。また、レンタル店などがマイナンバーを書き写したり、コピーを取ったりすることは禁止されています。

Q4

「個人番号カード」を持つとどんなメリット（利点）があるの？



A 平成28年1月から全国約45,000店舗のコンビニエンスストアで住民票などの各種証明書が取得できたり、税金の確定申告などの電子申請に使用できます。

●住民票などの証明書はいつでも近くのコンビニエンスストアで

利用時間 ※年末年始、メンテナンス時を除く

全日6:30~23:00

自動交付機よりも対応する曜日・時間が増えます
※自動交付機は平成29年3月に運用終了予定

取得可能な証明書【手数料】

- ①住民票の写し【200円】
 - ②印鑑登録証明書【200円】
 - ③課税（非課税）証明書【200円】
 - ④戸籍全部（個人）事項証明（戸籍謄本・抄本）【450円】
- ※戸籍については、運用開始が平成28年3月から。日野市に本籍がある方のみ発行

対応している
コンビニエンスストア

セブン-イレブン
ファミリーマート
ローソン
サークルK
サンクス

全国
約**45,000**店舗



FamilyMart

LAWSON



●住民基本台帳カードで電子証明書をお使いの方で平成28年3月までに有効期限が切れる方はお早めに更新を

市民窓口課（☎585-1111）

住民基本台帳カード



電子証明書の有効期限は
発行日から3年
※12/22(火)で発行終了